

議案第48号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 9 月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に奥戸四丁目地区地区計画の区域を追加する必要があるので、
本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成 6 年葛飾区条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

東京都市計画奥戸四丁目地区地区計画

別表第 2 中「第 6 条」を「第 6 条の 2」に改め、同表に次のように加える。

東京都市計画奥戸四丁目地区	計 画 図 に 表 示 す 住 宅 地	1 ホテル 又は旅館 2 自動車 教習所 3 畜舎（ ペットと して飼育 する犬、 猫等の畜 舎（床面 積の合計	80 平方メ ートル	1 計画図 に表示す る壁面の 位置の制 限を定め る部分に 面する敷 地上の建 築物につ いて、建 築物の外	16メー トル	道路、公 園等に面 して設け る垣又は さくの構 造は、生 け垣又は フェンス とする。 ただし、 高さが0.6
---------------	--	--	---------------	---	------------	--

地区 地区 計画	区	が15平方メートル以下のものに限る。)及び動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。)		壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、0.5メートル。 ただし、内角が120度未満で交差する		メートル以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造とすることができる。
	計画図に表示する幹線道路沿道地区	1 自動車教習所 2 倉庫業を営む倉庫 3 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の畜舎及び動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。）		計画図に表示する区画道路及び都市計画道路の角敷地上の建築物（道路状の面からの高さが4.5メートルを超える部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面及び		

					高さ 2 メートルを超える門又は塀は、敷地の隅を頂点とする二等辺三角形の長さ 2 メートルの底辺となる線まで 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。